

# 動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム見直し方針について

平成17年6月30日  
行政情報化推進委員会決定

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）に基づき、下記のとおり、動物検疫業務及び植物検疫業務の業務・システム見直し方針を定める。

## 記

農林水産省は、本見直し方針及び「輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針」（平成17年6月3日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定）を踏まえ、動物・畜産物の輸出入検疫業務（以下「動物検疫業務」という。）及び植物類の輸出入検疫業務（以下「植物検疫業務」という。）並びに関連するシステムについて必要な見直しを行い、業務・システムの最適化に取り組むものとする。

ただし、動植物検疫業務に関連するシステムのうち、ワンストップサービス・シングルウインドウ化を行う部分については、府省横断的な業務・システムとして関係府省による「輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針」において対応するものとする。

## 第1 対象範囲

本見直し方針においては、以下を見直しの対象とする。

### 1 動物・畜産物及び植物類の輸出入検疫業務

本見直し方針が対象とする動物検疫業務は、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき行われる動物・畜産物の輸出入申請に係る書類の受付、当該書類の審査、当該動物・畜産物の現物検査及び検疫証明書交付に係る業務並びにそれらの支援業務とする。

また、本見直し方針が対象とする植物検疫業務は、植物防疫法に基づき行われる植物類の輸出入申請に係る書類の受付、当該書類の審査、当該植物類の現物検査及び検査合格証明書の交付に係る業務並びにそれらの支援業務とする。

### 2 その他検疫業務に付随する業務

動植物検疫に係る各種データの取りまとめ及びそれらを活用するための業務

### 3 上記1及び2に関連する以下のシステム

#### (1) 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS)

通関業者からの通関情報処理システム (以下「NACCS」という。) 利用端末経由の電子申請の受付、可否の通知 (証明書の発行)、回送及び消毒・焼却等の指示、検査結果等のデータの蓄積、申請情報の検査状況管理等を行うシステム (NACCSとインタフェースシステムでつながっている。)

#### (2) 動物検疫所電子申請サブシステム

検査場所指定申請の受付及び通知をインターネット経由で行うシステム

#### (3) 動物検疫情報データベースシステム

係留動物の個体データの蓄積及び利活用を行うシステム。ANIPASとのデータ交換はフロッピーディスク等の磁気媒体で実施

#### (4) 動物検疫所サテライトシステム

ANIPASのバックアップシステム

#### (5) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK)

NACCS利用端末経由の電子申請の受付、可否の通知 (証明書の発行)、消毒・廃棄等の計画書の受付、消毒・廃棄等の処分の証明通知、検査結果等のデータの蓄積等を行うシステム (NACCSとインタフェースシステムでつながっている。)

#### (6) 植物防疫所電子申請システム

コンテナ積替届出等の申請手続等をインターネット経由で行うシステム

#### (7) 植物防疫統計情報データベースシステム

PQ-NETWORK及びそれ以外のシステムに蓄積されたデータの利活用を行うシステム

## 第2 最適化の基本理念

### 1 基本理念

下記の課題に対応するため、効率的な業務の推進を通じて、業務全体の最適化が確保されるよう、次の事項を基本理念とし、業務・システムについて最適化を図ることとする。

(1) 利用者の視点に立った電子申請の推進による利便性向上

(2) 業務の簡素化による効率的・効果的な検疫業務の遂行

(3) 複雑化・高度化する検疫業務手法の蓄積、普及及び継承による人材の育成強化

(4) 食の安全・安心にも配慮した検疫業務の信頼性確保

(5) 動物検疫業務及び植物検疫業務に係るシステムの共有化推進によるシステム開発費及び運用経費の削減

### 2 業務・システムの現状と課題

#### (1) 現状

ア 動植物検疫業務の現状

## (ア) 動物検疫

動物検疫所は、横浜に本所を置き、全国に6支所・17出張所を設置し、家畜防疫官を全国に312名配置している(平成16年度末)。平成15年における動物及び畜産物の輸入検査件数は、畜産物が約42万件、動物が約2万件であり、輸出検査件数は畜産物が約1万件、動物が約7千件である。

近年、サル、猫、キツネ等の検疫対象動物への追加、国内外における口蹄疫、牛海綿状脳症(BSE)、高病原性鳥インフルエンザ等の発生に伴う検査対象品目数の拡大により、携帯品を除く輸入検査申請が最近5年間で畜産物で43千件/年、動物で1千件/年増加しており、これに伴った検疫業務も多様化・複雑化している。

また、国内におけるBSE、高病原性鳥インフルエンザの発生等により、国民の食に対する関心も高まっている。

## (イ) 植物検疫

植物防疫所は、横浜、名古屋、神戸、門司、那覇の5本所と、全国に15支所・53出張所を設置し、植物防疫官を全国に849名配置している(平成16年度末)。平成15年における輸入植物の検査件数は約73万件であり、輸出植物の検査件数は約3万件である。

近年、国民の豊かで多様な食生活等を反映し、検査対象の品目数及び輸入植物の輸出国・地域数は年々拡大しており、検査品目数については、平成7年には7千品目であったものが平成15年には7千7百品目と7百品目の増加、輸出国・地域数も平成7年の122国・地域数が平成15年には174国・地域数に増加しており、これに伴って検疫業務も多様化・複雑化している。

## イ 動植物検疫システムの現状

動植物検疫業務は、平成7年度からシステム化に着手し、利用者の利便性向上に努めてきた。両業務ともに電子申請窓口としてNACCSを経由したANIPAS及びPQ-NETWORK(第1の3の(1)及び(5))、農林水産省電子申請システム並びに独自システム(同(2)及び(6))を設けて各種の電子申請に対応している(注:同(3)、(4)及び(7)のシステムは電子申請の窓口として活用することを想定して設けられたものではないため、電子申請には非対応である。)。なお、電子申請の利用率は動物検疫では90%、植物検疫では84%となっており(平成15年)書面での申請も引き続き行われている現状にある。

また、動物検疫業務においては、ANIPAS(同(1))と動物検疫情報データベースシステム(同(3))との連携が、植物検疫業務においては、PQ-NETWORK(同(5))と他のシステム(同(6)及び(7))との連携が十分に図られていない現状にある。

## (2) 課題

このような現状の中で、動植物検疫業務・システムには、以下に集約されるような課題が挙げられる。

#### ア 電子申請の推進

これまで、動植物検疫については、多くの申請手続が電子化されてきているが、未だ輸出植物検疫に係る申請手続については電子化されていない。また、動植物検疫は、NACCS利用端末を所有していない、認証の手続が面倒等の理由により、書面による申請を行う利用者が少なくない。このため、電子申請の利用促進につながる環境の整備・改善を進める必要がある。さらに、セキュリティの強化等システムに対する利用者の信頼を確保していくことも、利用者の視点に立った環境の整備・改善を進める観点から重要である。

#### イ 効率的・効果的な検疫業務の遂行

近年、農畜産物の輸入増、検査対象品目の拡大、指定港（検疫対象物の輸入ができる海空港）の増加等に伴って業務量の増大や検査手法の複雑化が顕在化している。こうした中、検疫業務をより効率的・効果的に実施する必要に迫られており、今後はリスク分析の考え方にに基づき、リスクに応じた検査抽出率設定等による対応が必要である。

また、動植物検疫業務は、システム間のデータ連携や操作の統一性が十分確保されていないため、システム間でデータを送信できず、記憶媒体を介してデータを移行したり、各システムにデータを二重に入力する必要があるなど、非効率な運用を強いられている。このため、今後は、システム間連携による検疫業務効率化の推進を図る必要がある。

#### ウ 検疫業務手法の蓄積、普及及び継承

利用者のニーズの多様化に伴う検疫業務の拡大・複雑化に対応するため、防疫官の専門技術の維持・向上を図ることが重要となっている。植物検疫業務においては、検疫有害動植物を詳細に見分ける高度な技術（同定技術）を習得した植物防疫官の育成が急務となっている。このため、今後は、検疫業務に関するデータ・ノウハウのデータベースへの蓄積を図り、これらのデータ・ノウハウが、個々の検疫現場や研修において迅速に活用される枠組みを構築する必要がある。

#### エ 検疫業務に対する国民の信頼の確保

国民の食に対する関心が高まる中で、国内未発生の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を水際で阻止する動植物検疫の重要性が増しているにもかかわらず、その目的や具体的内容等が、必ずしも国民一般に周知されていない面がある。このため、今後は、ホームページ等で分かりやすくかつタイムリーな情報の提供に努め、動植物検疫業務に対する国民の信頼を確保していく必要がある。さらに、海外の伝染性疾病や植物の病害虫の情報を収集・整理し、当該情報をより迅速に検疫の現場へ反映させる体制を整備することにより、検疫業務に対する信頼を確保していく必要がある。

#### オ システム開発費及び運用経費の削減

利用者のニーズに応え得る動植物検疫業務・システムを構築することに加え、同時に、システムの効率化を図り、経費を削減することも重要である。現在、動植物検疫業務ともに固有のネットワークを有し、専ら専用端末による利用を行っていることから、システムの刷新に合わせて、可能な限りこれらのシステムの整理・統合を進める必要がある。

また、システムの効率的な運用・管理等を行うため、外部委託の可能性についても検討する必要がある。

### 第3 見直し方針

電子政府構築計画及び第2の最適化の基本理念を踏まえ、以下の観点から業務・システムについて必要な見直しを行うものとする。

#### 1 利用者の視点に立った電子申請の推進による利便性向上

##### (1) あらゆる利用者事情を考慮した電子申請窓口の充実

現在、書面のみにより取り扱われている輸出植物検疫手続について、積極的に電子化を推進する(第1の3の(5)関係)。

また、現状ではオーストラリアから輸入される肉類等に限定されている輸出検査証明書の電子化を、相手国の要望を踏まえ他国にも拡大することで電子化を推進し、利用者の負担軽減を図る(同(1))。さらに、書面による申請を行う利用者が少なくない現状に鑑みて、動植物検疫業務が電子申請窓口として設けているPQ-NETWORK、ANIPAS及び農林水産省電子申請システムを、電子政府の総合窓口(e-Gov)等の動向も踏まえつつ、利用者の利便性向上の観点から比較し、その改良点について検討する(同(1)、(2)、(5)及び(6)関係)。

同時に、各種手続における書類の様式等の簡素化・標準化を図ることで、利用者の利便性向上を図る。

##### (2) 情報セキュリティやシステムの信頼性・安全性の向上

定期的なセキュリティ監査(セキュリティポリシーの見直し等)を行うことにより、システムの信頼性・安全性の向上を図る(同(1)から(7)関係)。

#### 2 業務の簡素化による効率的・効果的な検疫業務の遂行

今後の動植物検疫を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、輸入動植物による病原体や病害虫の侵入リスク評価を実施し、その結果を踏まえ、リスクに応じた検査サンプルの抽出率を設定するなど、より効率的・効果的な検疫業務の実現を図る。

また、データの一元管理を目的とした垣根のないシステム間連携を推進する。さらに、各職員が内部システムが複数あることを意識することなく円滑に業務を遂行できるように、各システムのユーザインタフェース(操作性、デザイン等)を統一するよ

うに努める（同（１）から（７）関係）。さらに、海外における日本向け食肉等の加工施設に関するデータベースを追加するなど、検査業務システムの業務支援機能を強化し、迅速かつ的確な検疫を推進する（同（１）関係）。

### 3 複雑化・高度化する検疫業務手法の蓄積、普及及び継承による人材の育成強化

検疫業務に関するデータ・ノウハウをデータベースに蓄積するとともに、これらのデータ・ノウハウを検査や研修の現場において迅速に活用できるシステムを構築する（同（１）（３）（５）及び（７）関係）。このシステムにより、例えば、経験の浅い防疫官でもデータベースに蓄積された他の事例に関するノウハウを迅速に検索することにより、専門技術の習得に要する時間が短縮され、同様に、同定の技術習得に際しても、データベースを利用することで、短時間に数多くの病害虫データを比較・検証することが可能となり、効率的に同定技術が習得されることが期待される。

### 4 食の安全・安心にも配慮した検疫業務の信頼性確保

海外における伝染性疾病や植物の病害虫の情報の収集・整理及び当該情報の現場への反映を速やかに行う体制の整備を推進する。また、当該情報を、国民に対し、ホームページ、電子メール等複数の方法を用いてタイムリーに発信するよう努めるとともに、動植物検疫の目的や内容等についてPRすることにより、その重要性についての理解と協力を得るよう努めるものとする（同（１）（３）（５）及び（７）関係）。

### 5 動物検疫業務及び植物検疫業務に係るシステムの共有化推進によるシステム開発費及び運用経費の削減

対象システムの開発・運用に当たっては、競争入札等による調達経費の削減を図るとともに、動植物検疫業務間で類似する機能があれば積極的に共同開発・共同運用することにより、開発期間の短縮、開発経費の削減及び運用経費の削減を図る。その際には、円滑なシステム間の連携を実現するために、汎用パッケージソフトウェアを積極的に活用する（同（１）から（７）関係）。また、ハードウェアについてのオープン化、ソフトウェアとの分離調達及び専用端末の廃止を行うとともに、ネットワークの統合については、農林水産省ネットワーク最適化計画を踏まえ進める。さらに、システムの効率的な運用・管理等を行うため管理体制を強化するとともに、外部委託についても検討する。

### 6 その他

上記のほか、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第４版」（2005年（平成17年）2月2日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局）の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」及び「輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針」を踏まえ、必要な見直しを行う。

#### 第4 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、行政情報化推進委員会の下、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、平成17年度末までのできる限り早期に、動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画を策定する。

なお、動物検疫業務及び植物検疫業務の業務・システムの最適化について、輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化と重複する部分が発生した場合等においては、当該重複する部分については輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化の内容に基づき、動物検疫業務及び植物検疫業務の業務・システム最適化計画を見直した上で最適化を行うものとする。